

令和5年度第10回原町区地域協議会 会議録

- ① 開催日 令和6年2月5日(月)
- ② 場所 原町保健センター会議室
- ③ 会議時間 開始 午後13時27分
終了 午後14時20分

④ 出席委員(11人)

会長 平間 勝成	副会長 本間 健一	委員 奥村 健郎
委員 村上 勇一	委員 半谷 眞知子	委員 志賀 ゆかり
委員 田中 章広	委員 小野 幸枝	委員 藤原 ヒロ子
委員 伏見 順栄	委員 鈴木 洋一	

⑤ 欠席委員(4人)

委員 前田 一男	委員 波田野 真由美	委員 貝塚 大暉
委員 後藤 悦宏		

⑥ 説明のため出席した者の氏名

市民課長 佐藤 弥生
市民課総合相談担当係長 馬場 千津子

⑦ 出席した事務局職員

横田 美明 庄司 一弘 高野 良 北原 圭子

⑧ 担当書記

北原 圭子

⑨ 本日の会議に付した案件

(1) 報告事項

①南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に係るパブリックコメント手続の実施について 【市民課】

⑩ 会議録署名委員

委員 村上 勇一 委員 志賀 ゆかり

1 開会

午後13時27分開始

■原町区地域振興課長

委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様お集まりいただきましたので、ただいまより令和5年度第10回原町区地域協議会を開会いたします。

まず初めに、本日の会議の成立要件について事務局から報告いたします。会議の成

立要件は半数以上の出席ですが、事前に前田委員・波田野委員・貝塚委員・後藤委員からは欠席報告をいただいております。委員15名のうち、現在の出席委員は11名で半数を超えているため、本会議は成立していることをご報告いたします。

2 会長あいさつ

■原町区地域振興課長

はじめに、原町区地域協議会平間勝成会長からご挨拶を頂戴いたします。

◇会長

(会長あいさつ)

3 議事

■原町区地域振興課長

これから議事に入りますが、これ以降は、会長が座長になり会議の進行をお願いいたします。

(1) 会議録署名人の指名

◇議長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

はじめに、会議録署名人の指名ですが、会議録署名人については、名簿順により、村上勇一委員と志賀ゆかり委員の2人をお願いします。

(2) 書記の指名

◇議長

次に、書記の指名ですが、書記は原町区地域振興課北原主事を指名します。

(3) 報告事項

◇議長

では次第の報告事項の①「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に係るパブリックコメント手続の実施について」担当課から説明をお願いします。

■市民課

(説明)

◇議長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。

◎半谷委員

手続きの流れで、「自署できない方は、別途対応」とありますが、それはどういう場合ですか。字が書けないなどでしょうか。また、婚姻届けは証人が2名必要ですが、これは必要なかどうか、お伺いいたします。

■市民課

まず一点目の自署できない方については、外国人の方や、自分のお名前を書くこと

が難しい方等です。窓口対応をしてもそういう方がおります。その際には、職員が代筆で対応させていただく予定です。また、婚姻届や離婚届は証人欄が必要となりますが、パートナーシップについては、職員の面前で記入させていただくこととなりますので、特に証人を設けるものではございません。

◎村上委員

このパートナーシップ制度は、今までなら、誰にもわからずに二人の関係を保って生活できていたのに、この宣誓をすることにより、逆に生活しづらさがでてくる方々もいると思います。私個人だったら、余計なことをしないでくれというような感じがすると思いますが、そのところはどうかのでしょうか。

■市民課

こちらは、制度ができたからといって必ずしも宣誓しなくてはならないというものではありません。宣誓するかしないかは、ご本人たちの同意のもとで行っていただくものですので、強制するものではございません。

◎村上委員

このパートナーシップ制度をつくることによって、何かメリットはあるのでしょうか。

■市民課

メリットについてですが、実際、パートナー関係にあるお二人が、通常の婚姻を認められていない、同性婚を認められていない状況があります。それでも自分たちはパートナーだということを認めてほしいという声を、いろいろなところから見聞きすることがありますので、お二人の関係を認めてあげるということで、この制度を導入する考えです。また、今後導入することによって、市の行政サービスを行うことができるように対応していきたいと思っています。また、既に大きな企業では、パートナーシップにある関係を婚姻と同等に認めてサービスを行っているところがございます。携帯各社であれば「家族割」が適用できるとか、銀行ですとペアローンが組めるとか、そういったことも企業は実施しておりますので、そこまで広がればいいという考えでございます。

◎村上委員

そうだとしたら、行政サービスを受けられるような、何か文言を入れた方がいいと思ったのですが、いかがでしょうか。

■市民課

あくまでも制度についてのパブリックコメント手続ということで、行政サービスについては、実際に制度を始めるときに、ホームページや広報等で周知を図っていきたいと考えております。

◎村上委員

ただ、あまり宣誓したくない人については、これは義務ではないということをお知らせした方がいいと思います。

◎本間副会長

この南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の前に、人権の尊重や法令的な事などいろいろ検討されたと思いますが、見込まれる数は把握されているのですか。もう一つ、資料1の2、「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）についてパブリックコメント手続を実施する件」の「2パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは」の最後に「法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じることはない。」とのことですが、兄弟でも法律上の相続というのはいろいろ問題がでてくることが多いので、効力がないことによって他の問題がでてくる可能性は大いにあると思います。さらにもう一つ、施行日が令和6年5月13日というのは、どうしてこの日なのかお伺いしたいです。

■市民課

まず、見込み数ですが、令和4年1月24日から2月16日に人権に関する市民意識実態調査を実施しております。この中で、性別についてあなたは、男性、女性もしくはその他ですかと調査を行っており、その他は0.5%の回答がございました。この調査を行った段階で、男性でもなく女性でもなく、LGBTQと思われる方がこのアンケートの中に0.5%いらっしゃったと私たちは捉えています。この中には義務ではないにしろ、パートナーシップに宣誓を行いたいと思っている方が、少なからずいるだろうということで進めてきました。また、こういう制度を待っていましたというお声もいただいております、全くゼロではないと思っております。

続いて法律上の効力ですが、このパートナーシップ制度は、こちらの資料にも書いてあるように、相続とか税金といった法的な効力については、法を超えて求めるものではないことを周知してまいりたいと思います。

続きまして、令和6年5月13日に施行する理由ですが、パブリックコメントが終わった後にパートナーシップ宣誓制度について実施をしていくことにあたり、準備期間を設けさせていただきたいと思い、日にちを設定いたしました。実際に、1月に導入している伊達市の状況を確認したところ、事前の準備でかなり時間を要したということをお話しいただいておりますので、私たちもそのように想定し5月中旬に設定させていただいております。

◎本間副会長

この0.5%はわかるのですが、実態調査にもっと分かり易いものがなかったのでしょうか。また、先ほども言ったように相続というものは、いろいろと問題が生じることが多いのですが、財産がある方は敢えて「この人にあげたい」といったことも出てくると思います。日本の場合は、民法上相続人でない人にする場合は、異議申し立てがあれば二分の一、半分までしか相続できないと思いますが、遺族がいる場合、必ず問題が出てくると思います。遺産の問題等については、社会のコミュニケーションが失われていくような、世の中が荒れていくようなことがないように、十分考えた制度であればいいと思います。それから5月13日ですが、私はこういう制度を作るときには、5月10日とか6月10日とか時の記念日とか、分かり易い数字の方がいいと思います。新たな社会の変化に伴う制度ですから、そのようなことも考えています。

■市民課

ただいまの相続の部分については、パートナーシップを結んだからといっても、夫と妻というような関係ではなく、相続権がそこに及ぶわけではありません。民法上の

相続に無い部分、二分の一の贈与の部分については、遺産を分割するかどうかというところにパートナーシップの関係は及びませんので、そこを切り離して考えていただきたいと思います。戸籍上の関係は出てきません。あくまでもパートナーであるという宣誓をしたことを認める制度ですので、夫婦と同様の相続関係がそこに発するものではない、ということを表示したかったところです。合わせて、日付につきましては、4月にこの制度を周知したとして、4月5月中は事務上の整理をなるべく早くやりたいものの、予約なども必要なので、5月の連休明けの次の週の初めということで、5月13日月曜日という日にちを設定させていただいたところです。ただ、今、委員からお話がありましたように、切りの良い日付ということも検討が必要だったかと思っています。

◎本間副会長

わかりづらい話ですが、カップルというのは人権を通してお互いの多様性を認め合うという、平和が続く社会の中で感情豊かな生活を送っていくということでしょうが、その感情が問題です。一緒に生活をおくれば、多額の現金を持つと「お前に全部あげる」とか、あるいは財産をどうするかなど、今後出てきます。そうした場合に、公的に認められたカップルでも、混乱すると思います。家庭に混乱があるとすれば財産のことだと思います。人生の最後にいろいろな問題が生じるのはお金、財産です。カップルを認めるのですから、そこまで見越してつくってほしいです。民主主義が尊重され憲法でいろいろな権限があるので、どうこう言う事ではありませんが、この制度があることで、社会を悪くするようなどころも出てくるのではないかという懸念があります。全部がいいと私は思っておりません。意見です。

■市民課

この制度を導入するにあたって、この制度が相続等に影響を及ぼすのではないかと、懸念の話も出ているのは目や耳にしています。ただ、私どもとしては、パートナーシップにある方の、生きづらさを解消したいということから、今回の宣誓をするものですので、そういった相続などについても、ここに明記させていただいているように、そのような危険性もはらむということは十分承知したうえで、今回の制度を実施したいと考えました。

◎田中委員

各委員の懸念は、もっとも思っております。しかし、このパートナーシップまで踏み込んで、包括的に法で認めているもの以外の関係性も、南相馬市の新しい姿として打ち出していくことは、非常に喜ばしいことかなと思っております。別件で私が所属している男女共同参画推進委員会でも議論がありました。LGBTQ についても今後、南相馬市でも積極的に取り組んで行く施策、方針がありますが、「つなぐ・よりそう」などのキーワードを基にすると、カップル等に対しても踏み込んでいくべきだよねという議論が交わされていたのです。このようなパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度を導入されている自治体が全国で300以上あるようです。ファミリーシップまでいくのは、南相馬市は70何自治体目で、かなり早い方だと思います。先進的な取り組みに理解を示しているということは、とてもいい方向だと思っております。ただ一方、先ほど本間副会長からもお話ありましたが、実際の法律上の婚姻関係と同じようにできるのかということ、できないわけです。そこを敢えてここに明記しているのですが、しっかり伝わらないと、この制度を条例として運用していくときに誤解が

生じてしまいます。パートナーシップを宣誓して、これができてあれができないという分別がつかないと、本間副会長のご指摘のように、夫婦と同じような関係なのかと誤解して、相続の時はどうするのだ、税金の支払いをどうするのだとなってしまいます。生活は同一にしているのに法的な婚姻関係とは別で、結局は、個人個人という扱いになるのだということを、我々も整理して受けとめないで混乱してしまうおそれがある、というお話だと思います。また、性に関する考え方は、各自皆さん違うと思います。理解は示されるけれど、自分は当然ゲイではない、レズビアンではないということもありますよね。自分自身がそういった要素があるから理解しますという方も、人それぞれなのでなかなか言えないです。LGBTQ の制度を法律で決めるのは総務省、厚労省でしたか。最終的には法務省なのかも知れませんが、国が法律で婚姻関係だと認めない限りは、先ほど担当者からお話があったように、当事者が宣誓したいかしたくないか、それを市として自治体として受け入れるかどうかだけなのです。悪い言い方に聞こえてしまいますが、言葉を選ばずに言うと、ポーズになってしまうかも知れません。私は、そういった理解を示している町ですよと条例で定めるのは良いことだと思います。法律で婚姻関係と認められるかどうかは、国会で決めなくてはいけないことなので、もし、国会で男女間の夫婦と同じ関係と認めるという場合には、この条例も附則が付け加わって行って、自治体のいろいろな対応も法と一緒に変わっていくのだと思います。それまでは、受け入れる体制、枠組みをこの町も踏み込んで作っていく段階までしか行かないのかなと思っております。しかし私は、とても良い第一歩、前進だと思っております。この性に関する認めるか認めないかという話は、多分、夫婦別姓を認めたらどうするのか、女性天皇を認めるべきか認めないかという議論と一緒に、肯定派も反対派もたくさん世の中にいらっしゃると思いますので、全部に網を掛けるというのは難しいと思います。必ずしも宣誓しないといけないものではないので、宣誓して周知してまで、我々男性同士女性同士でパートナーとして認めてほしいという方のための一つの通路、選択肢を用意しておくということなのだと思います。これは今後、パブリックコメントにかける予定だと思いますので、そこで市民の皆さんからいろんなご意見をいただきながら、まずは骨子だけでもしっかり固めて運用して行って、不足の部分は時代に合わせて肉付けしていくというような性質のものなのだろうと思っております。私個人的には、この制度はすぐにでも施行していただいて、形を作っていただきたいと思っております。

◎平間会長

担当課の補足をしていただいたようで、よくお分かりの方で心強いですね。この問題で何か裁判になっています。田中委員が話したように、国の法律がそこまで踏み込んでいないということですので、宣誓という程度で、南相馬市がここまで踏み込んだと、伊達市に次いで県内二番目になるという、理解のある市というように理解すれば、好意的になるかと思えます。まず、法律化されて裁判で認められていくという大きな流れにならない限りは、これ以上のことにはならないのかなと、今、田中委員の話を聞いて思いました。

◎志賀委員

私も以前お話したように、男女共同参画の委員に20年前から加わっていて、世の中も変わってきているなという感覚があるのですが、あの頃は男性が参画するかしなかが問題であって、今は既にそれを完全に超えています。多分、性的マイノリティーというLGBTQの場合は、年配の方からすると馴染みのないことではないかと思いま

すので、これからパブリックコメントの手続を実施するにしても、よくわからないとか、これがあるからどうなるのか、という考えを持たれると思います。もちろん私も制度に関しては、賛成ではありますが、他の県や伊達市が始めたばかりで、田舎の方では話に出てくることもまだないと思うので、早急にどんどん進めるのではなく、パブリックコメントを実施すにしてもインフォメーションをもうちょっと詳しく、誤解の無いような方向で出していただければありがたいです。

■市民課

ご意見ありがとうございます。私たちは字面でしか、皆様に表現できないところがありますので、今、お話がありましたように誤解の無いように、今後の周知に努めてまいります。

◎半谷委員

このことを打ち出すことによって、南相馬市は伊達市に次いで二番目に設けるわけです。南相馬市は、海外の人たちに対しても、マイノリティーにすごく理解のある市だということで、移住者を増やすということも考えていると思いました。利点といたしますか、理解がある市だということを打ち出す意味合いもあるのかな、と私は思ったのですがいかがでしょうか。

■市民課

今のおただしについて、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の前段の時に、今、委員のお話にあったように、そういったことに理解があり人権についても取り組んでいる市だから、おいでいただきたいという思いも込められています。その後継なので、そういった意味も含まれています。今、南相馬市に480人弱の外国人がいらっしゃいます。南相馬市はG7の中でまだ同性婚を認めていない日本にありますので、そこを超えるわけにはいきませんが、理解があるということで、そういった方々にもこのような制度について周知差し上げるという、PRの一つになるかと考えているところです。

◎小野委員

テレビで見ていると、サッカー選手などいろいろなスポーツ選手の中で、そういう方々がいるとは思いますが。この制度については、私もいいことだなと思っています。先ほど半谷委員もおっしゃったように、「私も移住してここで生活してみたいな」と思ってくれる人のことも考えて制度を導入されると思っています。個人的には、普通に同性同士で生活できるという感覚で制度がつけられるのであれば、すごく良いことだと思います。それが婚姻関係ではないのに、それを越えた感情になってしまうということは、私はあまり考えていません。フラットな感じでこのような制度があって、いいと思います。私自身は異性が好きですが、同性の方で、男性が好きな男性、女性が好きな女性という人も嫌ではないので、今の世の中、どこにいたとしてもそういう方々がいらっしゃるので、それはそれでいいのではないかと思います。運動選手にもいるかは、わかりませんが、この制度は良いと思いました。

◎平間会長

申請できるのは18歳以上となっているのですが、学校関係で、例えば、高校生に南相馬市ではこういうのを宣言しているということを、出前授業などで、こういう制

度ができて、今まで住みにくかった女は女、男は男ということ以外が認められる市だということを知ってもらいたいと思います。高校生のレベルなら理解できると思います。もしかしたら、小学校中学校でも理解できる人がいるかも知れません。せっかく制度を作っても、一部の人しかわからないような制度ではもったいないので、市民全体に広報を図るという意味で、これから将来のある高校生あたりまで制度を説明する機会があってもいいのかなと思いました。どうでしょうか。

■市民課

来年度ですが、小学校中学校の出前講座に人権に関する出前講座と性的マイノリティーに関する出前講座を、学校長会に「出前講座があります。ご利用ください。」というお話をさせていただいております。今のご意見を踏まえて、高校生まで拡大するかどうかについては、再度検討させていただきたいと思います。

◎田中委員

先ほどお話したように、男女共同参画の推進の方でも、年を重ねた方では、これからの時代に合わせた考え方、今の時代に合わせた考えた方にずれが多くてついていけない方が多いです。逆に、今の小学生中学生あたりだと LGBTQ に理解が進んでいます。学校の教科書や昔でいう道徳の時間などで教育を受けていて、今の若い世代の方たちからすると「何で今の日本は、まだ同性で結婚ができないのだろう。」とか「ゲイやレズビアンに対してバッシングする人が多いのだろう。」と、おかしいと思っているくらいの問題意識を持っています。その若い人たちに、お話があったように、県内でも先駆けて南相馬市では性的少数者と呼ばれる方々にも寛容な、全員が人権を尊重できる町ですよと謳うための制度だと思います。是非、若い人たちにもこういう南相馬市になってきたことは、何らかの形で、早い段階から周知してあげてほしいなと思います。なぜならば、先ほどゲイ、レズビアン、バイセクシュアルの人たちがどれくらいいるかお話がありましたが、電通の調べでも、実際は、数字はあてにならなくて、我々が生活している中には潜在的な LGBTQ の方が山ほどいらっしゃると思うからです。場合によっては、自分自身がそういうことなのに気づいていない方もいらっしゃる。決して、何かの数字だけにとらわれずに、自分の身近にも「もしかしたら自分だってそうかも知れない」というくらいの気持ちで、当たり前のようにこういう制度に取り組んでいただきたいと思います。

◎鈴木委員

市役所に来ると「里親の輪」というパンフレットを見ます。結局、今言ったような同性婚については夫婦関係ではありませんし、子どもが生まれるはずがないですね。全国に4万2千人もの孤児がいるそうです。同性婚の人たちは、将来この孤児の人たちにも面倒を見てもらう立場になります。年金の問題、介護の問題がありますので自分たちの生活さえよければよいということではなくて、社会全体で、この社会を良くするといったことも理解していただいたパートナーシップが必要だと思います。「少子高齢化、少子高齢化」と口を開ければ皆が言うのですが、現在、子どもを産む人がいない、産んだ子どもの面倒を見る人がいない、言葉は悪いですが子どもを作らない人が大手を振っています。「我々はこういう制度に守られているのだ」ということでは、世の中が成り立たないと思います。ですから、その辺りの整合性を整えながら、行政でいろいろな施策を講じていただければありがたいと思います。

■市民課

鈴木委員からのお話でございますが、里親制度は、また別な制度でもございますので、ご意見としていただきます。パートナーシップにある方が子どもを持ちたいと思う中で、もしかすると里親制度を使われる方がいらっしゃるかと思いますので、それぞれのパートナーにあったパートナー関係、または家族の持ち方というのを作っていただきたいと思います。

◇議長

その他、ご意見ご質問がなければ、以上で報告事項①「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入に係るパブリックコメント手続の実施について」を終わります。

次に「第4 その他」に移ります。

4 その他

◇議長

次に次第4のその他の(1)「南相馬市鹿島B&G海洋センター条例等関係例規の整備について(答申)」について、事務局からお願いします。

■事務局

1月25日、第9回の地域協議会でありました「南相馬市鹿島 B&G 海洋センター条例等関係例規の整備について」、鹿島区地域協議会からの答申は妥当となりました。

◇議長

次にその他(2) 次回の開催日程について事務局からお願いします。

■事務局

次回の地域協議会については、2月26日(月)午後13時30分から東庁舎2階第1会議室で開催予定、開催日が近づいたら改めて事務局から開催案内を書面でお送りします。

◇議長

その他なければ、以上で本日の地域協議会の日程は全て終了いたします。

5 閉会

午後14時20分終了

■原町区地域振興課長

以上をもちまして、第10回原町区地域協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

以上のとおり相違ありません。

会長

平間 勝成

会議録署名人

志賀 ゆかり

会議録署名人

村上 勇一
